3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成24年９月頃から同25年６月頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
永吉優太らが、無許可で貸金業（後記４⑴、⑵を参照）を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（同４⑶を参照）に入金させて金銭の交付を受けた行為。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な商号
アースファイナンス、あさがおバンク、ひまわりバンク、スケットバンク
⑵　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な偽名
ヤマシタ、カガミ、ツチダ、タナカ、ハヤシ、アイダ、ミナミ、ナガタ、ハシモト、アカシ、イシハラ、ナカムラ、アオヤマ、アキヤマ、エンドウ、アライ、アサノ、サワムラ、マツダ
⑶　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座のうち、検察官が既に把握している口座
ゆうちょ銀行　大石　蒼空名義　記号番号17450―32403531
ゆうちょ銀行　大畑　隆之名義　記号番号19080―16068351
ゆうちょ銀行　大畑　隆之名義　記号番号19050―51056861
ゆうちょ銀行　東　幹男名義　記号番号14430―20318041
ゆうちょ銀行　東　幹男名義　記号番号14480―44525611
ゆうちょ銀行　橋場　京子名義　記号番号19740―15212281
ゆうちょ銀行　橋場　京子名義　記号番号19780―3099891
ゆうちょ銀行　池田　達也名義　記号番号17370―20280881
ゆうちょ銀行　池田　達也名義　記号番号17390―490261
ゆうちょ銀行　小櫻　里枝名義　記号番号17490―68567751
ゆうちょ銀行　小櫻　里枝名義　記号番号17440―51104631
ゆうちょ銀行　若梅真由美名義　記号番号10540―66797941
ゆうちょ銀行　山川　政子名義　記号番号17430―67468301
楽天銀行ドラム支店　小林　広也名義　口座番号3202334
⑷　主な犯行態様
ア　インターネット上に開設した架空金融会社のサイトにおいて、個人情報等を入力させた名簿等により、被害者に電話をかけて、貸付けを勧誘し、貸付金から利息を天引きして、被害者指定の口座に入金する方法で貸付けを行う。
イ　貸付期間は１週間又は10日間とし、利息を支払うことによって貸付期間を延長することができる。
ウ　指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を入金させ、その金額を犯人が引き出す。
5　開始決定の時における給付資金の額　金61万5000円
6　支給申請期間　平成26年７月16日から同年９月16日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　永吉　優太、小隈　直之、小隈　舞子、園田　和貴、平　　章悟
⑵　裁判所名　高松地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成25年12月27日
⑷　確定年月日　平成26年１月11日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは共謀の上、無登録で貸金業を営むとともに、法定の１日当たり、0.3パーセントを超える割合による利息を受領する犯罪を犯したものであるが、前記犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと企て、平成25年４月23日頃から同年５月30日頃までの間、前後73回にわたり、被害者44名に、被告人らが管理する他人名義の預金口座に現金合計309万1000円をそれぞれ振込入金させ、もって、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒760―0033　高松市丸の内１番１号
高松地方検察庁　犯罪被害回復給付金担当　電話番号　087―825―9102（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（高松地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（高松地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１０５８号
北海道千歳市文京１丁目２番６―502号
申立人　鈴木　義幸
本籍北海道函館市大町９番地、最後の住所札幌市北区北40条西６丁目１番12号　ジュネス麻生205号、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日推定平成26年１月９日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和12年１月５日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　和子
事務所札幌市中央区北２条西13丁目１番地１　K²ＢＬＤ５階　鈴木一嗣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　和晃
札幌家庭裁判所

平成２６年（家）第４０４０号
神奈川県川崎市幸区幸町１―735
申立人　富澤　早苗
本籍茨城県土浦市虫掛356番地、最後の住所茨城県土浦市川口２丁目２番12号、死亡の場所茨城県土浦市、死亡年月日平成26年１月11日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和11年１月１日、職業無職
被相続人　亡　富澤　　清
事務所茨城県土浦市木田余西台２番66―103号風間法律事務所
相続財産管理人　弁護士　風間　治人
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２６年（家）第１７２号
茨城県水戸市大町２丁目３番12号
申立人　茨城県信用組合
本籍茨城県潮来市延方東1727番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県神栖市、死亡年月日平成22年11月24日、出生の場所茨城県行方郡潮来町、出生年月日昭和47年６月19日、職業自営業
被相続人　亡　石上　直義
事務所茨城県水戸市南町１丁目３番23号　カナザワビル５階
相続財産管理人　弁護士　武田　隆志
水戸家庭裁判所麻生支部